百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する府民会議規約

　　（名称）

　第1条　　この会の名称は、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する府民会議

（以下「本会」という。）と称する。

　　（目的）

　第２条　　本会は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を推進するにあたり、資産の価値の理解を深め、資産を次世代へ確実に継承していくことを目的とする。

　　（事業）

　第３条　　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　　　（１）百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた機運醸成に関連すること

　　　　　（２）百舌鳥・古市古墳群の保護・保存に関連すること

　　　　　（３）百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた関係機関への要望活動

　　　　　（４）その他前条の目的に関連すること

　　（本会の構成）

　第４条　　本会は、第２条の趣旨に賛同する団体、法人及び個人をもって組織する。

　　（役員）

　第５条　　本会に会長を置く。

　　　２　　会長には、大阪府商工会議所連合会会長をもって充てる。

　　（役員の職務）

　第６条　　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

　　（事務局）

　第７条　　本会の事務局は会長が所属する団体及び百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議に置く。

（会費）

　第８条　　入会金、年会費、その他費用は一切徴収しない。

　　（本会の存する期間）

　第９条　　本会は、百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録された日をもって解散する。

　　（個人情報）

　第１０条　本会に関わる個人情報は本会事務局で適切に管理し、本会の目的外には一切使用しないものとする。

　　（雑則）

　第１１条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

　　　附　則

　　　１　　この規約は、平成２７年１２月２５日から施行する。